令和6年第1回定例市議会議案

(その2)

岸 和 田 市

令和6年第1回定例市議会議案(その2)

議案番号	件名	備考・頁
議案第16号	岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例の廃止について	P. 5
議案第17号	岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬 及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P. 9
議案第18号	岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例の一部改正について	P. 13
議案第19号	岸和田市職員の育児休業等に関する条例及び会計年度任用職 員の給与等に関する条例の一部改正について	P. 17
議案第20号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P. 21
議案第21号	岸和田市手数料条例の一部改正について	P. 25
議案第22号	岸和田市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正につい て	P. 29
議案第23号	岸和田市国民健康保険条例の一部改正について	P. 33
議案第24号	岸和田市介護保険条例の一部改正について	P. 39
議案第25号	岸和田市墓苑条例の一部改正について	P. 43
議案第26号	岸和田市環境保全条例の一部改正について	P. 49
議案第27号	岸和田市消防関係事務手数料条例の一部改正について	P. 53
議案第28号	岸和田市消防団の設置等に関する条例の一部改正について	P. 57
議案第29号	市立岸和田市民病院の料金等に関する条例の一部改正について	P. 61

議案番号	件名	備考・頁
議案第30号	令和6年度岸和田市一般会計予算	別冊
議案第31号	令和6年度岸和田市国民健康保険事業特別会計予算	"
議案第32号	令和6年度岸和田市自転車競技事業特別会計予算	JJ
議案第33号	令和6年度岸和田市土地取得事業特別会計予算	<i>II</i>
議案第34号	令和6年度岸和田市後期高齢者医療特別会計予算	"
議案第35号	令和6年度岸和田市介護保険事業特別会計予算	"
議案第36号	令和6年度岸和田市財産区特別会計予算	II
議案第37号	令和6年度岸和田市上水道事業会計予算	II.
議案第38号	令和6年度岸和田市下水道事業会計予算	II.
議案第39号	令和6年度岸和田市病院事業会計予算	II

議案第16号

岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例の廃止について

岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例を次のとおり廃止する ものとする。

令和6年2月21日提出

岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例(平成29年条例第32号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた廃止前の岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第12条第1項若しくは第2項又は第14条第2項の規定による許可又は変更許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は変更許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は変更許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第8条第1項の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の許可を受ける者に関する旧条例第10条第3項、第13条第1項、第14条第5項、第15条から第21条まで、第22条(休止に係る部分を除く。)、第23条、第24条第1項、第3項及び第4項並びに第25条から第31条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間(施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第24条第1項、第3項及び第4項並びに第25条第1項の規定による命令を受けた者にあっては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間とし、施行日以後に当該許可に係る土砂埋立て等を2月以上休止する者にあっては、当該休止をする日から起算して2月を経過する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか早い日までの間とする。)は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にされた旧条例第24条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第 13条第1項第4号及び第5号、第29条第1項並びに第30条の規定の適用については、当 該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為並びに附則第3項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第17号

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者 の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月21日提出

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例

(岸和田市附属機関条例の一部改正)

第1条 岸和田市附属機関条例(平成15年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表岸和田市情報公開審査会の項中「岸和田市情報公開審査会」を「岸和田市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、「事項」の次に「及び本市の情報公開制度についての調査審議並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の規定により、市長その他の実施機関に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合における諮問に応じてする審査及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項についての調査審議並びに特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)の規定により意見を求められた事項」を加え、同表岸和田市個人情報保護審査会の項、岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会の項、岸和田市丘陵地区整備事業環境モニタリング評価委員会の項及び岸和田市丘陵地区オオタカ調査委員会の項を削る。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第12 号)の一部を次のように改正する。

別表第2号の表情報公開審査会委員の項中「情報公開審査会委員」を「情報公開・個人情報保護審査会委員」に改め、同表個人情報保護審査会委員の項、情報公開・個人情報保護制度審議会委員の項、丘陵地区整備事業環境モニタリング評価委員会委員の項及び丘陵地区オオタカ調査委員会委員の項を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
 - (岸和田市附属機関条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行前にされた第1条の規定による改正前の岸和田市附属機関条例第2条 第1項の規定により設置された岸和田市情報公開審査会、岸和田市個人情報保護審査会 又は岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会(以下「改正前の岸和田市情報公開審 査会等」という。)への諮問であって、この条例の施行の際これらの諮問に対する答申 がされていないものは第1条の規定による改正後の岸和田市附属機関条例第2条第1 項の規定により設置された岸和田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「情報公開・

個人情報保護審査会」という。)にされた諮問とみなし、これらの諮問について改正前の岸和田市情報公開審査会等がした審査、調査審議その他の行為は情報公開・個人情報 保護審査会がした審査、調査審議その他の行為とみなす。

(岸和田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

3 岸和田市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第45条第1項中「岸和田市個人情報保護審査会」を「岸和田市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

(岸和田市情報公開条例の一部改正)

4 岸和田市情報公開条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「岸和田市情報公開審査会」を「岸和田市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

議案第18号

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月21日提出

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条中「において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に」を「における用語の 意義は、法の」に改め、各号を削る。

第3条第2項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、 「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第3項の表2 の項中「生活保護関係情報(法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。)」 を「生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金若しく は進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)」に、「地方税 関係情報(法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。)」を「地方税法(昭和 25年法律第226号) その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)」に、 「中国残留邦人等支援給付等関係情報(法別表第2に規定する中国残留邦人等支援給付等 関係情報をいう。以下同じ。)」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)によ る支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等 関係情報」という。)」に改め、同表3の項中「(昭和25年法律第144号)」を削り、「障害者関 係情報(法別表第2に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。)」を「児童福祉法による 児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報若しくは 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害 者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的 障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情 報」という。)」に、「介護保険給付等関係情報(法別表第2に規定する介護保険給付等関係 情報をいう。以下同じ。) | を「介護保険法 (平成9年法律第123号) による保険給付の支給、 地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」 という。)」に改め、同表4の項中「児童扶養手当関係情報(法別表第2に規定する児童扶養 手当関係情報をいう。以下同じ。)」を「児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児 童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)」に、「児童手当 関係情報(法別表第2に規定する児童手当関係情報をいう。以下同じ。)」を「児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)」に改め、同表5の項中「(昭和25年法律第226号)」を削り、「条例」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)」を、「による地方税」の次に「若しくは森林環境税」を、「又は地方税」の次に「若しくは森林環境税」を加え、同表12の項中「(平成9年法律第123号)」を削り、同表16の項中「国民健康保険給付関係情報」の次に「、後期高齢者医療給付関係情報」を加える。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。ただし、第3条第3項の表5の項中「条例」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)」を加える改正規定、「による地方税」の次に「若しくは森林環境税」を加える改正規定及び「又は地方税」の次に「若しくは森林環境税」を加える改正規定並びに同表16の項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第19号

岸和田市職員の育児休業等に関する条例及び会計年度 任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

岸和田市職員の育児休業等に関する条例及び会計年度任用職員の 給与等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月21日提出

岸和田市職員の育児休業等に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(岸和田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 岸和田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第10条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

- 第10条の2 基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員のうち規則で定めるものに対しては、勤勉手当を支給する。この場合においては、給与条例第26条第1項の規定を準用する。
- 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在における給料月額及び地域手当の額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第15条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当)

- 第15条の2 基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員のうち規則で定めるものに対しては、勤勉手当を支給する。この場合においては、第10条の2の規定を準用する。
- 2 前項の場合において、第10条の2第2項前段中「それぞれの基準日現在における給料月額及び地域手当の額(以下「勤勉手当基礎額」という。)」とあり、及び同項後段中「勤勉手当基礎額」とあるのは「規則で定める標準月額」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第20号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償 に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月21日提出

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3号の表保育所内科嘱託医の項及び保育所歯科嘱託医の項中「156,200円」を「158,000円」に改め、同表総合通園センター内科嘱託医の項中「361,200円」を「365,400円」に改め、同表学校医(内科)の項及び学校医(耳鼻科及び眼科)の項中「375,400円」を「379,800円」に改め、同表学校歯科医の項中「319,800円」を「323,500円」に改め、同表学校薬剤師の項中「192,000円」を「194,200円」に改め、同表備考第1項を次のように改める。

- 1 水防団員が、防御警戒、訓練等の職務に従事したときは、その勤務した日1日につき、次の各号に掲げる勤務時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の報酬を支給する。
 - (1) 2時間未満 2,000円
 - (2) 2時間以上4時間未満 4,000円
 - (3) 4 時間以上 7 時間45分以下 8,000円
 - (4) 7時間45分を超える場合 8,000円に、当該勤務時間から7時間45分を減じた時間数(1時間未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)に1,000円を乗じて得た額を加算した額

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第21号

岸和田市手数料条例の一部改正について

岸和田市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月21日提出

岸和田市手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市手数料条例(平成12年条例第15号)の一部を次のように改正する。 第2条第74号を次のように改める。

(74) 宅地造成工事の中間検査申請

切土又は盛土をする土地の面積が

500平方メートル以内のとき 3,900円

500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 4,300円

- 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき 4,800円
- 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき 5,500円
- 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき 6,100円
- 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき 7,000円
- 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき 9,200円
- 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のとき 12,600円
- 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき 18,100円
- 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき 24,600円
- 100,000平方メートルを超えるとき 31,800円

第2条第75号及び第76号を削り、同条第77号を同条第75号とし、同条第78号から第96号までを2号ずつ繰り上げる。

第3条第1項第5号中「第78号」を「第76号」に改め、同項第7号中「前条第82号」を「前条第80号」に改め、同項第8号中「前条第93号」を「前条第91号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の 規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法(昭 和36年法律第191号)第8条第1項本文の許可を受けた宅地造成工事に係る同法第12条第 1項の規定による宅地造成工事の変更許可申請及び同法第8条第1項又は第12条第1項 の規定に適合していることを証する書面の交付に係る手数料に関しては、なお従前の例 による。

議案第22号

岸和田市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について

岸和田市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を次のとおり改 正するものとする。

令和6年2月21日提出

岸和田市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例

岸和田市放課後児童健全育成事業実施条例(平成20年条例第2号)の一部を次のように 改正する。

第7条第1項中「、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岸和田市放課後児童健全育成事業実施条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に市長が実施した事業の利用に係る負担金の徴収について適用し、施行日前に市長が実施した事業の利用に係る負担金の徴収については、なお従前の例による。

議案第23号

岸和田市国民健康保険条例の一部改正について

岸和田市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月21日提出

岸和田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岸和田市国民健康保険条例(平成20年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保 険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。) 以外の被保険者をいう。以下同じ。) に係る」を削り、同条第1号ア中「(一般被保険者に係 るものに限る。)」を削り、同号イ中「第22条」を「第7条」に改め、「大阪府が行う国民健 康保険の一般被保険者に係るものに限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養 の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別 療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪 府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康 保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7 条」に改め、同号ウ中「(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職 被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第 70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)」 を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健 康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限 る。)」を削る。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者に」を「被保険者に」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第16条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第3号イ及びウ中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。 第17条から第21条までを次のように改める。

第17条から第21条まで 削除

第22条中「又は第17条」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第17条の基礎賦課額との合算額をいう。第42条及び第44条第1項において同じ。)」を削る。

第23条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保

険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第24条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者に」を「被保険者に」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第25条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第27条(見出しを含む。)中「一般被保険者に係る」を削る。

第28条から第32条までを次のように改める。

第28条から第32条まで 削除

第33条中「又は第28条」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第24条の後期高齢者支援金等賦課額と第28条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第42条及び第44条において同じ。)」を削る。

第34条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第42条第1項及び第2項中「、第17条、」を「若しくは」に改め、「若しくは第28条」及び「若しくは第20条」を削る。

第44条第1項中「又は第17条」を削り、同条第2項中「又は第17条」及び「又は第28条」 を削り、同条第3項中「又は第17条」を削る。

第44条の2第1項中「又は第20条」を削り、同条第2項中「又は第20条」及び「又は第31条」を削り、同条第3項第1号中「又は第20条」を削り、同条第4項中「又は第20条」及び「又は第31条」を削る。

第44条の3第1項中「又は第17条」を削り、同条第2項中「又は第17条」及び「又は第28条」を削り、同条第3項及び第4項中「又は第17条」を削り、同条第5項中「又は第17条」 及び「又は第28条」を削り、同条第6項中「又は第17条」を削る。

第53条中「、第17条」及び「、第28条」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岸和田市国民健康保険条例第6章の規定は、令和6年度以後

の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお 従前の例による。

議案第24号

岸和田市介護保険条例の一部改正について

岸和田市介護保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月21日提出

岸和田市介護保険条例の一部を改正する条例

岸和田市介護保険条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「38,300円」を「36,800円」に改め、同項第2号中「57,400円」を「55,400円」に改め、同項第3号中「57,400円」を「55,800円」に改め、同項第4号中「68,900円」を「72,800円」に改め、同項第5号中「76,500円」を「80,800円」に改め、同項第6号中「84,200円」を「88,900円」に改め、同項第7号中「91,800円」を「97,000円」に改め、同項第8号中「99,500円」を「105,100円」に改め、同項第10号中「153,000円」を「210,100円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第9号中「第39条第1項第9号イ」を「第39条第1項第13号イ」に改め、同号の表を次のように改める。

読み替え後の字句	保険料の額	
620万円以上720万円未満	185, 900円	
720万円以上820万円未満	194,000円	
820万円以上920万円未満	202,000円	

第5条第1項第9号を同項第13号とし、同項第8号の次に次の4号を加える。

- (9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 121,200円
- (10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 137,400円
- (11) 令第39条第1項第11号に掲げる者 153,600円
- (12) 今第39条第1項第12号に掲げる者 169,700円

第5条第2項各号列記以外の部分中「及び第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イ」に改め、同項第4号中「700万円」を「320万円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (5) 令第39条第1項第10号イの規定により市の定める額 420万円
- (6) 令第39条第1項第11号イの規定により市の定める額 520万円
- (7) 令第39条第1項第12号イの規定により市の定める額 620万円
- (8) 令第39条第1項第13号イの規定により市の定める額 920万円

第5条第3項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「23,000円」を「23,100円」に改め、同項第2号中「38,300円」を「39,200円」に改め、同項第3号中「53,600円」を「55,400円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岸和田市介護保険条例第5条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第25号

岸和田市墓苑条例の一部改正について

岸和田市墓苑条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月21日提出

岸和田市墓苑条例の一部を改正する条例

(岸和田市墓苑条例の一部改正)

- 第1条 岸和田市墓苑条例(昭和54年条例第3号)の一部を次のように改正する。 第8条の見出し中「公募」を「公募等」に改め、同条に次の1項を加える。
 - 2 前項前段の規定にかかわらず、同項前段の規定により公募を実施しても希望者の数が同項後段の墳墓の数を超えなかったときは、当該公募を実施した日の属する年度の期間内において、当該墳墓(当該公募の実施により使用されることとなるものを除く。) について公募によらず希望者を募集することができる。

第9条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前条第2項の規定により公募によらず希望者を募集したときは、墳墓を使用する者 又は使用する墳墓の位置は市長が決定する。
- 第2条 岸和田市墓苑条例の一部を次のように改正する。
 - 第3条及び第4条を次のように改める。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものと する。
 - (1) 墓所 墓苑において、墳墓を設けるために区画された土地の一区画をいう。
 - (2) 合葬室 複数の焼骨を合同で埋蔵する施設をいう。
 - (3) 個別安置室 焼骨を個別に安置する施設をいう。
 - (4) 記名板 合葬室に埋蔵された者又は個別安置室に安置された者の氏名等を刻字した板を設置する施設をいう。

(施設)

- 第4条 岸和田市墓苑(以下「墓苑」という。)に次の各号に掲げる施設その他管理上必要な施設を置く。
 - (1) 墓所
 - (2) 合葬式墓地
- 2 前項第2号の合葬式墓地は、次の各号に掲げる施設をもって構成する。
 - (1) 合葬室
 - (2) 個別安置室
 - (3) 記名板
 - 第5条中「墳墓(以下「墳墓」という。)」を「墓所」に改める。
 - 第6条第1項、第7条第1項、第8条、第9条及び第10条中「墳墓」を「墓所」に改

める。

「第2章 墳墓の使用料及び掃除料」を「第2章 墓所の使用料及び掃除料」に改める。

第17条第1項、第18条(見出しを含む。)、第21条及び第22条中「墳墓」を「墓所」に 改める。

第4章中第27条を第38条とし、第26条を第37条とし、第25条を第36条とし、第24条中「墳墓等」を「墓所等」に改め、同条を第35条とする。

第4章を第5章とする。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 合葬式墓地

(使用の資格)

- 第24条 合葬式墓地を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければな らない。
 - (1) 本市に住所を有し、かつ、親族(民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族をいう。以下同じ。)の焼骨を保管する者
 - (2) 死亡時において本市に住所を有していた親族の焼骨を保管する者
 - (3) 本市に住所を有し、かつ、死後において自己の焼骨を埋蔵し、又は安置しようとする者のうち規則で定める資格を有するもの
 - (4) その他市長が特別の理由があると認める者 (使用の許可等)
- 第25条 合葬式墓地を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、使用の許可(以下「合葬式墓地使用許可」という。)を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があった場合において、その申請が適正であると認めるときは、 使用を許可する。この場合において、管理運営上の必要な条件を付けることができる。
- 3 前項の許可を受けた者(以下「合葬式墓地使用者」という。)が、当該許可を受け た事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、変更 の許可(以下「合葬式墓地使用変更許可」という。)を受けなければならない。
- 4 合葬式墓地使用者(合葬室に焼骨を埋蔵している者に限る。)は、使用する施設を 合葬室から個別安置室に変更する合葬式墓地使用変更許可を受けることができない。 (個別安置室の使用期間)
- 第26条 前条第1項の合葬式墓地を使用しようとする者は、個別安置室を使用するか否かを選択し、使用する場合にあっては、その使用する期間(以下この条において「個別安置室使用期間」という。)につき10年間又は20年間のいずれかを選択するものと

する。

- 2 市長は、個別安置室使用期間が経過したときは、個別安置室に安置された焼骨を合 葬室に埋蔵するものとする。
- 3 個別安置室使用期間は、合葬式墓地使用許可(使用する施設を合葬室から個別安置室に変更する場合にあっては、当該変更に係る合葬式墓地使用変更許可)を受けた日から起算する。
- 4 合葬式墓地使用者は、個別安置室を10年間使用する場合においては、1回に限り個別安置室使用期間を10年間延長することができる。

(使用の制限等)

- 第27条 合葬室及び個別安置室は、焼骨の埋蔵又は安置の目的以外に使用することができない。
- 2 合葬室及び個別安置室には、管理上必要な場合を除き、立ち入ることができない。
- 3 個別安置室において焼骨を安置する位置は、市長が決定する。
- 4 合葬室及び個別安置室において焼骨を埋蔵し、又は安置するための容器は、市長が決定する。

(合葬式墓地使用料)

第28条 合葬式墓地使用者は、別表第3に定める使用料(以下「合葬式墓地使用料」という。)を前納しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

(合葬式墓地使用料の還付)

第29条 既納の合葬式墓地使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、合葬式墓地使用料の全部又は一部を還付することができる。

(生前予約使用者に係る埋蔵又は安置のための措置)

- 第30条 合葬式墓地使用者のうち、第24条第3号に掲げる者(以下「生前予約使用者」という。)は、その死後に自己の焼骨が合葬式墓地に埋蔵され、又は安置されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 2 市長は、生前予約使用者の焼骨が持ち込まれたときは、当該焼骨を合葬式墓地に埋蔵し、又は安置しなければならない。

(使用の取りやめ)

第31条 合葬式墓地使用者(合葬室に焼骨を埋蔵している者を除く。次条において同じ。)は、合葬式墓地の使用が不要になったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(使用の許可の取り消し)

- 第32条 市長は、合葬式墓地使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、合葬式墓地使用許可を取り消すことができる。
 - (1) 合葬式墓地を使用する権利を譲渡し、又は転貸した場合
 - (2) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反した場合
 - (3) 第25条第2項後段に基づく合葬式墓地使用許可に付された条件に違反した場合
- 2 前項の規定により使用許可を取り消された者であって個別安置室に焼骨を安置しているものは、市長の指定する期日までに焼骨を引き取らなければならない。

(焼骨の改葬)

- 第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、合葬式墓地に埋蔵又 は安置されている焼骨を改葬することができる。
 - (1) 前条第2項の規定による焼骨の引き取りがされない場合
 - (2) 墓苑の管理上特に必要がある場合

(焼骨の返還等)

第34条 合葬室に埋蔵された焼骨は、返還しない。

2 個別安置室に安置されている焼骨にあっては、合葬式墓地使用者から返還の申し出があったときは、返還するものとする。

別表第1中「墳墓」を「墓所」に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第3 (第28条関係)

合葬式墓地の使用料

施設の区分		金額(1体につき)
合葬室		60,000円
個別安置室(合葬室を含	10年	110,000円
む。)	20年	160,000円
個別安置室(10年につき)		50,000円
記名板		55,000円

備考 合葬式墓地使用者が本市に住所を有する者以外の者である場合にあっては、この表に掲げる額の5割に相当する額を加算した額とする。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

議案第26号

岸和田市環境保全条例の一部改正について

岸和田市環境保全条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月21日提出

岸和田市環境保全条例の一部を改正する条例

岸和田市環境保全条例(平成15年条例第16号)の一部を次のように改正する。 別表第3その2第1項の表六価クロム化合物の項中「0.5」を「0.2」に改める。

附則

議案第27号

岸和田市消防関係事務手数料条例の一部改正について

岸和田市消防関係事務手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月21日提出

岸和田市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市消防関係事務手数料条例 (平成24年条例第6号) の一部を次のように改正する。 第2条第2号カの表中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000 円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

第5条第1号イ中「定める額」の次に「(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、6,000円)」を加え、同条第5号ア中「(昭和42年法律第149号)」を削る。

附則

議案第28号

岸和田市消防団の設置等に関する条例の一部改正について

岸和田市消防団の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月21日提出

岸和田市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市消防団の設置等に関する条例(平成17年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「区域は」の次に「、河合町、上白原町、神於町」を、「塔原町」の次に「、内畑町」を加える。

附則

議案第29号

市立岸和田市民病院の料金等に関する条例の一部改正について

市立岸和田市民病院の料金等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月21日提出

市立岸和田市民病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例

市立岸和田市民病院の料金等に関する条例(平成8年条例第5号)の一部を次のように 改正する。

別表第4に次のように加える。

市民の健康保持に必要な検診として規則	第3条第1項第1号に規定する額を勘案
で定めるもの	して規則で定める額

附則